介護労働安定センターへの相談

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記載者　蒔苗　裕貴子

指導者　介護労働安定センター　木村 みどり氏　　秋田谷　一氏

日時　　令和3年7月26日（木）

（参加者）

秋田谷　一　　　研修サポーター

木村　みどり　　介護労働安定センター

蒔苗　裕貴子　　デイサービス遊楽苑

・無資格者職員への研修実施について相談

働きながらできる、通信教育・・・介護福祉士実務研修（ヘルパー1級相当資格）

助成金確認（木村氏に委託）

・令和3年の介護保険改定内容について（これならわかる実地指導小濱　道博先生）

購入の検討。

・社会福祉法人、介護福祉施設等の内訳について

社会福祉法人は、老人福祉法における措置施設等をいう。

・介護保険法上の介護福祉施設とは、介護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院をさす。

【　秋田谷先生からのアドバイス　】

階級による研修ですが、外部研修等に限らず、内部での実施を行ってみてはどうか？指導的な立場の職員が介護の請求をおこなっているとのことで、定期的に研修をおこなうことで、良い介護と、売り上げの安定を同時にできることを目指して研修を行ってはどうかとのアドバイスをいただいた。

また、雇用管理状況のチェックを実施。当事業所の現在の状況を把握した。